

自主点検表（居宅介護支援）

※ は令和6年度介護報酬改定において改正のあった部分

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第1節 基本方針	基本方針（基準1条の2） ○ 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われているか。 ○ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 ○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。 ○ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の事業者等との連携に努めているか。 ○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、従業者に対して研修を実施する等の措置を講じているか。 ○ サービスの提供に当たっては、情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
第2節 人員に関する基準	従業者の員数（基準2条） 介護支援専門員 ○ 介護支援専門員を1以上配置しているか。 ○ 介護支援専門員は、常勤となっているか。 （※ 利用者の数が44又はその端数を増すごとに1人増員とする。 （指定介護予防支援事業所から委託を受けて、介護予防支援を行う場合には、利用者の数に3分の1を乗じた数） ※ ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は利用者の数が49又はその端数を増すごとに1人増員とする。） 管理者（基準3条） ○ 常勤専従の管理者を配置しているか。 （※ 同一事業所の介護支援専門員の職務に従事することは可。 ※ 他の事業所の職務に従事する場合は、当該居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） ○ 主任介護支援専門員であるか。 （※ ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合（本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態）については、介護支援専門員を管理者とすることができる。）	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
第3節 運営に	内容及び手続の説明及び同意（基準4条） ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 （※ 書面やメール等を利用して、同意についての記録を残しておくこと。 ※ 書面以外の方法で同意を得る場合は、利用申込者の承諾を得ること。） ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数	はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	の事業者を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。また、下記について説明を行い、理解を得ているか。 ・前6か月間に作成した居宅サービス計画で、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のサービスがそれぞれ占める割合 ・前6か月間に作成した居宅サービス計画で、同一の事業所によって提供されたサービスがそれぞれ占める割合 ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう求めているか。	はい・いいえ	
	提供拒否の禁止 （<u>基準5条</u>） ○ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	はい・いいえ	
	サービス提供困難時の対応 （<u>基準6条</u>） ○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	
	受給資格等の確認 （<u>基準7条</u>） ○ サービスの提供を求められた場合に、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	はい・いいえ	
	要介護認定の申請に係る援助 （<u>基準8条</u>） ○ 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ○ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	身分を証する書類の携行 （<u>基準9条</u>） ○ 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	はい・いいえ	
	利用料等の受領 （<u>基準10条</u>） ○ サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費を除く）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 〔 ※ 上記利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービスを行う場合には、事前に費用について説明を行い、利用者の同意を得ていれば、それに要した交通費の支払を利用者から受けることも可。 〕	はい・いいえ	
	保険給付の請求のための証明書の交付 （<u>基準11条</u>） ○ 提供したサービスについて利用料の支払を受けた場合は、利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	はい・いいえ	
	指定居宅介護支援の基本取扱方針 （<u>基準12条</u>） ○ サービスは、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。 ○ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図られているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 （<u>基準13条</u>） ○ 具体的取扱方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	① 介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。 ② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、理解しやすいように説明を行うこと。 ②-2 サービスの提供に当たっては、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ②-3 上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ③ 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、居宅サービス計画の作成を行うこと。 ④ 介護給付等対象サービス以外も含めて居宅サービス計画の作成を行うこと。 ⑤ 利用者によるサービス選択ができるよう、サービスの内容、利用料等の情報を適正に提供すること。 ⑥ 利用者の能力や環境等を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。 ⑦ アセスメントに当たっては、趣旨を十分に説明し、理解を得た上で訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。 ⑧ 利用者の希望やアセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討すること。居宅サービス計画には、利用者や家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載すること。 ⑨ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めること。 ⑩ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 ⑪ 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。 ⑫ 居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めること。 ⑬ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者等との連絡調整等を行うこと。 ⑬-2 事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときは、必要に応じて利用者の同意を得て主治医や歯科医師、薬剤師に提供すること。 ⑭ モニタリングに当たっては少なくとも一月に一回、利用者と面接すること。 面接は原則利用者の居宅を訪問して行うこと。ただし、次の(1)・(2)いずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し面接する時は、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して面接することができる。また、月に1回モニタリングの結果を記録すること。 (1)テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (2)サービス担当者会議等において、次の事項について主治医、担当者その他関係者に合意を得ていること。 (i)利用者の心身の状況が安定していること。		

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	(ii)利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (iii)介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ⑮ 利用者が要介護更新認定や区分変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催により、計画変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めること。 ⑰ 適切なサービス提供がされていても、利用者が居宅で日常生活を営むことが困難となったり、利用者が施設への入所を希望したりする場合には、介護保険施設への紹介など便宜を図ること。 ⑱ 施設等から退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅での生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。 ⑱-2 居宅サービス計画に規定以上の回数の訪問介護を位置付ける場合は、居宅サービス計画に必要な理由を記載し、市町村に届け出ること。 ⑱-3 居宅サービス計画に位置付けられたサービス費の総額が区分支給限度額に占める割合及び訪問介護に係るサービス費の割合が規定以上の場合で、市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載し、市町村に届け出ること。 ⑲ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治医に意見を求めること。 ⑲-2 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、居宅サービス計画を主治医に交付すること。 ⑳ 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合は、主治医の指示がある場合に限り行うこと。また、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合でも、主治医師から示されている医学的観点からの留意事項を尊重して行うこと。 ㉑ 居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合は、利用者の自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。 ㉒ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催すること。 ㉓ 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合は、計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。 ※対象福祉用具を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具の随時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。 ㉔ 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者に趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。 ㉕ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と必要な情報を提供する等の連携を図ること。		

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 する 基 準	㊸ 地域包括支援センターの設置者である 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合は、業務量等を勘案したうえで、適正に実施できるよう配慮すること。 ㊹ 地域ケア会議に必要な資料や情報の提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。		
	法定代理受領サービスに係る報告 (基準 14 条) ○ 毎月、国民健康保険団体連合会に、居宅サービス計画において位置付けられているサービスのうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	はい・いいえ	
	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 (基準 15 条) ○ 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合等に、利用者から申出があった場合は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	はい・いいえ	
	利用者に関する市町村への通知 (基準 16 条) ○ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しているか。 ・ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	
	管理者の責務 (基準 17 条) ○ 管理者は、事業所の従業員の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ○ 管理者は、従業員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	運営規程 (基準 18 条) ○ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及びその他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	直近改正 年 月 実際の運用 との整合性 適・否
	勤務体制の確保 (基準 19 条) ○ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。 ○ 介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 ○ 職場において行われるセクハラやパワハラにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	業務継続計画の策定等 (基準 19 条の 2) ○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。 ○ 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練	はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	を定期的実施しているか。 ○ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ	
	設備及び備品等 (基準 20 条) ○ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	はい・いいえ	
	従業員の健康管理 (基準 21 条) ○ 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	はい・いいえ	
	感染症の予防及びまん延の防止のための措置 (基準 21 条の 2) ○ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	はい・いいえ	マニュアル 有・無
	掲示 (基準 22 条) ○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※ 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できる形式も可能。 ○ 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ※ ウェブサイトに掲載を行わない場合も、事業所に重要事項の掲示を行うこと。 ※ 令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は経過措置	はい・いいえ はい・いいえ	掲載予定 年 月
	秘密保持 (基準 23 条) ○ 従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ○ 従業員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ○ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	従業員 □人中 誓約書 □人分有 利用者 □人中 同意書 □人分有
	広告 (基準 24 条) ○ 広告はその内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	はい・いいえ	パンフレット等 適・否
	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 (基準 25 条) ○ 管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 ○ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 ○ 事業者及び従業員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	

第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	点 検 内 容	自主点検	備 考
	金品その他の財産上の利益を収受していないか。		
	苦情処理 （基準 26 条） ○ 提供したサービスや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 ○ 苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録しているか。 ○ 提供したサービスに関して、市町村が文書等の提出や照会を求めた場合に応じているか。 ○ 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導や助言を受けた場合には、必要な改善を行っているか。また、求めに応じて改善の内容を市町村に報告しているか。なお、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載しているか。（ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは基準 22 条に準ずる。） ○ サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てがあった場合は、利用者に対し必要な援助を行っているか。 ○ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。また、求めに応じて改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	事故発生時の対応 （基準27条） ○ サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ○ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ○ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	事故報告 有・無 ※有の場合 _____件
	虐待の防止 （基準27条の2） ○ 虐待の発生又はその再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	はい・いいえ	開催日 年 月 マニュアル 有・無
	会計の区分 （基準28条） ○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	はい・いいえ	
	記録の整備 （基準29条） ○ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ○ サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存しているか。 ・ 他事業者等との連絡調整に関する記録 ・ 居宅サービス計画 ・ アセスメントの結果の記録	はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
	・ サービス担当者会議等の記録 ・ モニタリングの結果の記録 ・ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・ 利用者の不正利用等に係る市町村への通知に係る記録 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
第 5 節 雑 則	電磁的記録等 （基準33条） ※ この基準で作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、電磁的記録により行うことが可能。 ※ この基準で交付、説明、同意、承認その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、電磁的記録により行うことが可能。		

※「基準」とは、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省省令第38号）を指します。